

大綱 7

効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり ～行財政運営の充実の施策～

1. 行政運営の改革

2. 財政運営の改革

3. 広域行政の推進

1. 行政運営の改革

町の現況と課題

厳しい財政事情や町民ニーズの複雑・多様化が進むなか、限られた行政経営資源（人材・財源・情報）のもとで、町民が満足できるサービスを効率的・効果的に提供していくことが求められています。

本町では「※第5次松伏町行政改革大綱」に基づき協働によるまちづくりや、暮らし満足度の高い行政サービス、経営の視点に基づく行財政運営などを推進しています。

今後、町民の期待と信頼に応えることができるよう行政運営全般にわたり厳しい視点で総点検を行い、積極的な改革をさらに推進していく必要があります。

基本方針

松伏町行政改革大綱に基づく効率的で効果の高い行政運営の実現と、時代の流れに適応し、町民の期待と信頼に応えられるサービスの向上を図ります。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
第5次行政改革大綱の進捗	—	100%
※施策に対する町民満足度の割合	満足と感じる人の割合 14.9% < 不満と感じる人の割合 21.6%	満足と感じる人の割合 > 不満と感じる人の割合

基本計画

（1）※行政改革の推進

①計画の適正な進行管理

総合振興計画における政策や施策の目標を明確にし、施策の成果指標の進行状況を把握し、進行管理を徹底します。また、町民ニーズや事業の進捗状況に応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

②行財政改革大綱の推進

「第5次松伏町行財政改革大綱・実施計画」に基づき、協働の推進、効率的な行政運営、給与水準の適正化などを進めます。

（2）効率的な行政運営

①事務の効率化

※ICTの活用による業務改善や事務の効率化を図ります。

②適正規模の維持と組織の活性化

少数精鋭をめざした※定数管理を行い、行政需要に応じた組織・機構の再編と柔軟な運用、適正な人員の配置に努めます。また、職員が意欲とやりがいを持ち、その持てる能力を最大限発揮できる人材の育成に努めます。

(3) サービスの向上

①サービスの質の向上

多様化する町民ニーズに適切に対応し、町民が満足できるサービスの効率的、効果的な提供に努め、町民満足度の向上を図ります。

②職員資質の向上

「※松伏町職員人材育成基本方針」に基づき、多様化する事務・事業に対応できるよう、自己啓発・自己学習の促進、活力を生み出す職場環境づくり、納得性の高い能力・実績重視の人事管理、意識改革につながる職員研修の実施などにより職員の資質向上を図ります。

③窓口サービスの向上

誰もが快適にサービスを受けられる行政運営をめざし、サービスを提供する場や時間の拡大について検討します。また、インターネットによる情報提供の充実や行政手続きの※オンライン化を進めます。

用語解説 (50音順)

ICT : ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つ。国際的にICTが定着していることなどから、日本でもICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

オンライン化 : これまで書面で行われてきた申請や届出、施設予約などの各種行政手続きを、インターネットなどを利用して行うことができるようにすること。

行政改革 : 財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。

施策に対する町民満足度 : 施策に対する町民満足度を5段階(満足・やや満足・普通・やや不満・不満)で図るもの。本計画では、満足・やや満足と回答する人の割合を、やや不満・不満と回答する人の割合よりも多くすることを目標とする。

第5次松伏町行政改革大綱 : 財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務事業や組織、仕事のやり方などを見直すことを行政改革といい、一般的に「行政改革大綱」は、行政改革に取り組む基本的な方向を示す文書などを指す。計画期間は平成24年度から平成28年度。

定数管理 : 事務事業を効果的に、しかも効率的に遂行するために、その遂行に必要とする適正な人員を過不足することなく配置することを目的とし、定数の設定、職員の増減員及び配置転換に伴う定数の変更等について、適正な統制を行うもの。

松伏町職員人材育成基本方針 : 職員能力開発を効果的に推進することを目的とし、長期的かつ総合的な取組みを示すもので、平成24年5月に第2次松伏町職員人材育成基本方針を策定している。

2. 財政運営の改革

町の現況と課題

厳しい財政状況のなかで、国から地方自治体への権限と税源の移譲が進みつつあります。今後もさらに※地方分権が進むなか、少子高齢化の進行により社会保障費が増加する一方で、※地方交付税の縮小や町税収入の減少が予想されます。

平成 24 年度決算では※経常収支比率 81.0%、※経常一般財源比率 92.5%と財政の弾力性が低下しつつあることがうかがえます。また、町税収入は 30 億円台を維持しているものの、次第に減少傾向にあります。

こうしたなか、限られた財源で持続可能な財政運営を行っていく必要があり、身の丈にあった予算編成と税収の安定的な確保に努めるなど、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

基本方針

将来を見据えて負の遺産を残さないよう、身の丈にあった健全な財政運営を図ります。また、将来にわたり、※自主財源の確保に努めます。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成 30 年度）
将来負担比率	81.0%	78.0%
経常収支比率	86.3%	85.0%
町借入金残高	113億円	105億円
財政調整基金現在高	589万円	標準財政規模の10%以上
実質公債費比率	9.3%	8.0%

基本計画

（1）計画的な財政運営

①計画的な財政運営

長期的な視点に立ち、町財政が健全に運営されるよう、計画的な財政運営を図ります。

②効率的な財政運営の推進

限られた財源を有効に活用するため、※経常経費の削減に努めるとともに、費用対効果を考慮し、財源を重点的・効果的に配分します。

(2) 財源の確保

① 自主財源の確保

町税を中心とした自主財源を安定的に確保するため、賦課や*受益者負担のさらなる適正化を図ります。また、新たな財源を確保するため、*公有財産の有効活用や補助金、使用料、手数料の見直しなどについて検討します。

② 特定財源の活用

事業の実施の際には、国や県の支出金などを積極的かつ有効に活用するとともに、財政の健全化に十分配慮した上で起債の活用を図ります。

(3) 財政健全化の推進

① 健全化判断比率の公表

財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表していきます。

② 財務書類の作成・公表

町の*財務4表のほか、消防やごみ処理をはじめ、他市と町が組織した組合等を含めた*連結財務4表も公表していきます。

用語解説 (50音順)

経常収支比率：財政の健全性を判断することを目的に、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを示した数値のこと。

経常経費：人件費、扶助費、公債費などの義務的に支出する性格の強い経費、経常的に支出する経費のこと。

経常一般財源比率：歳入構造を分析する方法で、 $(\text{経常一般財源収入額} / \text{標準財政規模}) \times 100$ で求められ、一般財源の「ゆとり」を示すものとされている。

公有財産：地方公共団体の所有に属する財産。

財務4表：町の財務状況を示す4つの表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)から構成されるもの。

自主財源：地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

受益者負担：公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担のこと。

地方交付税：国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理できるように地方に交付する制度。

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

連結財務4表：町及び町が経費負担又は出資している一部事務組合や土地開発公社などの関連団体とあわせて財務書類。

3. 広域行政の推進

町の現況と課題

※地方分権が進められ、地方自治体の自立と責任が強く求められるなか、環境問題など単独解決が難しい地域課題に対しては、共同で連携して取り組む広域的な行政運営がますます重要になっています。

平成3年に※埼玉県東南部都市連絡調整会議を組織し、「公共施設の相互利用」をはじめ、「図書館の広域利用」「重度心身障害児施設中川の郷療育センターの共同設置」「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（通称：まんまるよやく）の構築」など、効率的な行政運営に努めてきました。

※東埼玉資源環境組合ではごみ処理、※越谷・松伏水道企業団では上水道整備、※吉川松伏消防組合では消防管理活動、※江戸川水防事務組合では水防管理、越谷市斎場では火葬場や葬祭場を提供するなど、効率的な公共サービスの実現に向けて取り組んでいます。

基本方針

多様化、高度化する行政サービスの効率的・効果的な運営をめざし、広域的な視点から行政運営を進めます。

基本計画

(1) 近隣自治体との連携強化

①近隣市町との連携

埼玉県東南部都市連絡調整会議などにおける広域的な行政課題の調査研究や事業の共同開催などの取組みに積極的に参加します。

また、国や県の動向を見据え、町民に対して最大限の利益を還元できる形での市町村合併を推進します。

②近隣市町の住民との交流

近隣市町のイベント情報などを提供することにより、住民の交流促進に努めます。

(2) 広域処理業務の充実

①業務の広域処理の拡大

本町だけでは解決できない問題が増大しているため、ごみ処理や上水道、消防、水防、斎場などのほか、広域で処理することが望ましい事務について、効率的な処理手法を検討します。

用語解説（50音順）

江戸川水防事務組合：春日部市、松伏町、吉川市、三郷市で構成される一部事務組合のこと。江戸川右岸の水防に関する事務を行っている。

越谷・松伏水道企業団：越谷市と本町で構成される一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。

埼玉県東南部都市連絡調整会議：埼玉県東南部地域で広域的な行政課題について連携を図るため設立された組織。草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で構成される。

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

東埼玉資源環境組合：越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町で構成される一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。

吉川松伏消防組合：吉川市と本町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

